

身体拘束その他の行動制限マニュアル

社会福祉法人 萌生会
ケアハウス あすなろ
デイサービスセンターあすなろ

ケアハウスあすなろ 及び デイサービスセンターあすなろは、入居者・利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により入居者・利用者の行動の制限をしません。

緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手順で行動制限を実施します。

1. 行動制限検討委員会の開催

身体拘束その他の行動制限は、この委員会での検討を経て施設として決定します。慎重検討の結果「やむを得ない場合」と判断された場合、施設長の指示に基づき下記「2.」以下の手順に進みます。

- (1) 委員会の構成メンバー 施設長、生活相談員、看護師、介護職員、
- (2) 検 討 内 容 以下の3要件を全て満たしているか否かを検討する。
 - ① 切 迫 性 本人、又は他の利用者・入居者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③ 一 時 性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 入居者、利用者、ご家族等への説明と同意

ご家族又は代理人等に連絡し、行動制限について面談する。面談時には別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて生活相談員、看護師が説明を行う。ご家族等の十分な理解と同意を得た上で、説明書に署名捺印を求める。

3. 実施内容の記録、保存

実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況等を記録、保存する。

4. その他

身体拘束・行動制限実施後も、制限の解除を目標に行動制限検討委員会において継続的に監視、検討を続ける。

以 上

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず最小限度の身体拘束を行います。ただし、拘束を解除することを目標に、鋭意検討を行うことを約束いたします。特記すべき状況、拘束の方法、期間等は以下のとおりです。

記

やむを得ず身体拘束する場合の要件

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

特記すべき状況等

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人 萌生会

ケアハウス あすなろ

デイサービスセンターあすなろ

施設長 栗田輝喜 ㊞

記録者 ㊞

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、身体拘束に同意いたしました。

平成 年 月 日

氏名 ㊞

（続柄： ）